

令和2年度（2020年）

事業計画書

社会福祉法人 しこうしゃなごみかい 四幸舎和会

法人

はじめに

本年4月1日に宝山会と法人合併し、生活介護事業所セブン&チェリー作業所の運営を引継ぐことになりました。共同作業所から立ち上げてきた歴史を重く受け止め、早い段階で当法人の方針に沿った事業運営ができるよう努めていきます。

第Ⅱ期法人事業計画（平成23年度～令和2年度）の最終年にあたり、この間、達成した事業や未達成の事業を評価し、次の第Ⅲ期法人事業計画（令和3年度～令和12年度）を年度内に策定します。

昨年、くりのみ園で発生した利用者同士の暴行事案を厳粛に受け止め、全事業所に対してリスクマネジメントを徹底します。また、社会貢献・地域貢献が法人事業のひとつの柱になるようソーシャルワークができる人材を育てていきます。

1 令和2年度 運営方針

(1)新評議員、新役員体制の開始

法人合併に合わせて、豊中市からも役員を迎え入れました。当法人が目指す方向性や新たな事業展開等をあらためて検討していきます。

(2)新規事業等を推進する

①セブン&チェリー作業所の運営について

職員の加配、利用定員の充足を図ることで財務状況を改善します。また、法人が求める事業所となるよう専門性を高めるとともに、親亡き後の支援(*グループホームの立ち上げ等)を本格化させていきます。

②かたやまの赤いやね(仮称)の開設

年度内の竣工を目指します。事業指定は、くりのみ園の従たる事業所から始めます。

(3)人材確保・育成・定着を図る

新規事業に応じた人材を確保していく。思うような結果が出なければ抜本的に見直します。スタッフの育成・定着については、法人研修等を継続的に実施します。

(4)社会・地域貢献に積極的に取り組む

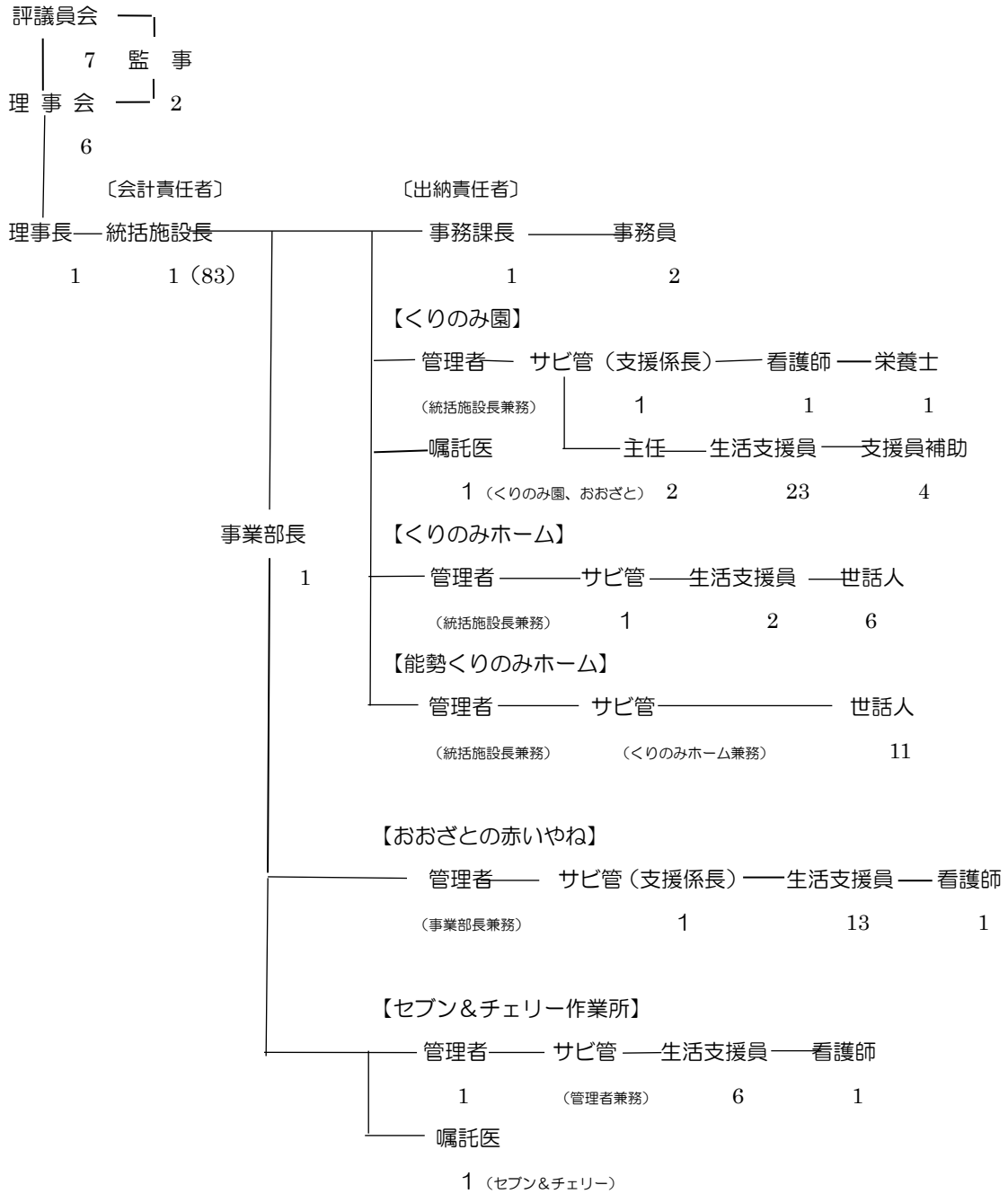
生活困窮者レスキュー事業並びに生活困窮者就労継続事業や地域のCSW(*コミュニティーソーシャルワーカー)としての活動等、今年度も積極的に社会貢献・地域貢献に励みます。

(5)リスクマネジメントを強化する

各事業所内において支援上発生するリスクや自然災害、感染症等あらゆるリスクに対して冷静に対処できるよう備えます。

2 令和2年度 法人組織

令和2年4月1日現在の職員体制は、次のとおりです。



正規職員	36名
アシスタント	19名
パート	24名
嘱託 (嘱託医2名含)	4名
83名	

*サビ管：サービス管理責任者

障がい者支援施設 くりのみ園

はじめに

事故防止への取り組みを重点化し、日々の生活記録等から“ヒヤリハット・気づき”を常にチェックし、その対策をタイムリーに講じることで、安心・安全な生活支援を行います。

虐待防止（不適切支援の防止）は、職員との情報共有を高め、風通しの良いチームづくりを目指すとともに、利用者が快適に過ごせる生活環境を整えていきます。そのためには利用者理解は欠かせないため、自閉症理解を深めながら職員のスキルアップと実践力を高め、利用者の『生活の質の向上』を図ります。

1 事業方針

- (1)あらゆるリスクへの意識を高め、事故防止に努めます。
- (2)人材育成に努め、良質なチームづくりへの取り組みを進めます。
- (3) チームで協議し、適切な支援を考えながら虐待等を防止します。
- (4)かたやまの赤いやね（仮称）の開設がスムーズにいくよう準備します。
- (5)家族・後見人と積極的に意見交換し、意思疎通を図ります。
- (6)社会貢献活動に励み、地域に信頼される事業所を目指します。

2 具体の事業内容

- (1)サービス向上委員会[事故防止チーム]にて、毎月の記録から“事故報告・ヒヤリハット”への対応をチェックし、事故の予防と再発防止等、リスクマネジメントを強化します。
- (2)サービス向上委員会[虐待防止チーム]にて、適切な支援を目指し、現状の支援を確認しながら虐待の芽を早期に摘めるよう努めます。
- (3)コンサルテーション（＊川崎医療福祉大学 小田桐講師から課題に対して助言等を受け解決を図る）を継続し、自閉症理解を深めながら生活の質の向上を目指します。また支援研究チームを設け、職員のスキルアップと実践力向上へつながる人材を育てます。
- (4)美化対応チームで事業所内の環境改善に努めます。
- (5)各委員会において、積極的に意見交換を行い良質なチームづくりを目指します。
- (6)新規事業所の開設に向けた準備（＊利用者選定、送迎等）を行います。
- (7)大阪府、知的障害者福祉協会等の関係機関と協力し、社会貢献の意識を高めます。
- (8)地域貢献の一環として、配食サービスを継続し、福祉避難所としての責任を果たすため、自然災害や緊急時に耐えられる運営を確立します。

生活介護事業所 おおざとの赤いやね

はじめに

利用者の自立的な活動に加えて、日常生活に関する専門的な支援に取り組み、より豊かな生活が実現できるよう支援の質を高めていきます。

1 事業方針

- (1) 法人理念に沿った事業運営、支援に努めます。
- (2) 利用者の人権を尊重したサービス提供に努めます。
- (3) あらゆるリスクへの意識を高め、事故防止に努めます。
- (4) 利用者が安心できる事業運営に努めます。
- (5) 利用者が社会で生活していくための支援に取り組みます。
- (6) 行動障がいのある方への適切なサービス提供に努めます。
- (7) 人材育成に力を入れ、良好なチームづくりを目指します。
- (8) 家族、相談支援事業所、関係事業所等との連携に力を入れ、支援に活かします。
- (9) 開かれた事業所を目指し、地域社会への貢献に努めます。

2 具体の事業内容

- (1) 会議、所内研修等の場で法人理念をしっかりと理解する機会を持ち、その遂行状況を四半期会議で確認します。
- (2) 利用者（障がい者）である前に、同じ「ひと」として適切な対応を進めます。その取り組みのひとつとして、グレーゾーン（*この支援・対応は良いかどうか迷う）をミーティングの場で議論をおこない、虐待防止に努めます。
- (3) “ヒヤリハット・気づき”を収集・共有し、優先順位をつけて対策に努め、事故を起こさない運営を目指します。また、利用者同士の関係調整もおこない、精神的にも安心して利用できるよう配慮します。
- (4) 非常時（救急、火災、地震）の訓練を計画的に実施し、安全な事業所運営を目指します。
- (5) 利用者が社会の中で生活しているという視点で余暇支援、生活支援、社会参加支援、意思決定支援について個別的にもしくは所内行事を検討して実践していきます。
- (6) アセスメントから支援計画、手順書（*統一した支援）、結果の適切な記録の視点を持って、行動障がいのある方の支援に力を入れます。
- (7) 計画的な所内、所外研修、コンサルテーションを通してスタッフのスキルアップを図り、作業室ミーティングなどの共通理解の場を通じて良好なチームでの支援を目指します。サービス管理責任者、ケース担当者が積極的に利用者に関係する人たちによびかけ、連携と協働をおこない、質の高い支援を目指します。

- (8)利用者が地域生活を継続できるよう、日中一時事業の体制を整え実施していきます。
- (9)地域の各種連絡会、CSW 活動(*地域の相談員として)など地域貢献に力を入れるとともに、『赤いやねレター』(*地元配るPR紙)を配布して地域啓発を行います。また、大阪府、大阪府社会福祉協議会、大阪知的障がい者福祉協会等への活動参加を通して障がい福祉の向上に寄与します。
- (10)コンサルテーションでの学びを活かし、利用者の豊かな人生への支援を進めます。

生活介護事業所 セブン&チェリー作業所

はじめに

法人の理念と運営方針に沿って、利用者支援全般を見直す年度とします。また、法人研修や会議等へも参画し、法人事業所の職員と積極的に交流するよう努めます。

1 事業方針

- (1)法人研修へ積極的に参加します。
- (2)あらゆるリスクへの意識を高め、事故防止に努めます。
- (3)新規利用を促進し定員の充足に努めます。
- (4)親亡き後の支援について、本格的に検討します。

2 具体の事業内容

- (1)アセスメントから見直し、法人が求める個別支援計画を作成します。
- (2)従前からの支援内容(プログラム)を見直します。
- (3)利用定員が充足できるよう、学校等と協議していきます。
- (4)必要とされる資格取得のための研修(*強度行動障がい支援者養成研修等)を受講します。
- (5)利用者の地域生活(グループホーム)の実現に向け専門的に学びます。
- (6)合併の影響で利用者、家族の方が不安にならないよう支援をします。

共同生活援助 くりのみホーム <第1ホーム、第2ホーム>

はじめに

今年度もホーム移転を最重、一人暮らしも含めて検討し、転居を進めて行き、成年後見についても進めて行きます。

1 事業方針

- (1)利用者が地域の中で自分らしく充実した生活を送れるように支援します。
- (2)利用者が安心して暮らせる様に支援します。
- (3)あらゆるリスクへの意識を高め、事故防止に努めます。

2 具体の事業内容

- (1)建物の老朽化（第1、第2とも）に伴い、あらたな物件を探します。
- (2)各利用者の特性について専門知識を学び、根拠を持って支援に当たります。
- (3)権利擁護の視点を持ち、成年後見制度の利用を進めます。
- (4)防災に関する備えと啓発を行い、緊急時等の対応を共有します。

共同生活援助 能勢くりのみホーム<ホームなでしこ、ホームのびる>

はじめに

今年度も引き続き、思決定支援について深めるとともに、成年後見利用について具体的に進めて行く。

1 事業方針

- (1)利用者が地域の中で自分らしく充実した生活を送れるように支援します。
- (2)利用者が安心して暮らせる様に支援します。
- (3)あらゆるリスクへの意識を高め、事故防止に努めます。

2 具体の事業内容

- (1)地域との連携を深めるために、イベントへの参加をします。
- (2)権利擁護の視点を持ち、成年後見制度の利用を進めます。
- (3)各利用者の特性について専門知識を学び、根拠を持って支援に当たります。
- (4)防災に関する備えと啓発を行い、緊急時等の対応を共有します。